

高速道路における速度取締り指針

～ 交通事故抑止のための速度取締りの考え方 ～

青森県高速道路交通警察隊の速度取締り重点

重点路線	重点区間	規制速度
弘前線	青森 I C ～大鰐弘前 I C	法定 (100km/h)
	大鰐弘前 I C ～秋田県境	80km/h
三陸沿岸道路	八戸 J C T ～岩手県境	70km/h
八戸線	八戸 I C ～岩手県境	80km/h

※ 重点路線・区間以外でも取締りは行います。

青森県内の高速道路(自専道含む)における交通人身事故発生状況

※令和4年から令和6年までの上半期(1月～6月)に発生した人身交通事故の合計は14件です。

	青森～浪岡	浪岡～黒石	黒石～大鰐	大鰐～碓ヶ関	碓ヶ関～秋田県境	小計
弘前線	2	1	1	0	0	4
青森道	青森JCT～青森中央	青森中央～青森東				小計
	0	0				0
八戸線	岩手県境～南郷	南郷～八戸	八戸JCT～八戸北			小計
	0	0	2			2
百石道路 第二みちのく	八戸北～下田	下田～三沢	三沢～六戸JCT			小計
	0	1	0			1
上北道	六戸JCT～六戸	六戸～上北	上北～東北	東北～七戸	七戸～七戸北	小計
	0	0	1	1	1	3
三陸沿岸道路	八戸JCT～八戸是川	八戸是川～八戸南	八戸南～種差海岸階上岳	種差海岸階上岳～階上	階上～岩手県境	小計
	0	1	1	1	1	4
						合計14件

- 令和4年から令和6年上半期における県内の高速道路(指定自動車専用道路含む)での人身事故は、弘前線、三陸沿岸道路で最も多く4件発生しており、次いで上北道の3件、八戸線2件、百石道路、第二みちのく有料道路で1件発生しています。

- 令和4年から令和6年の上半期に速度違反が関係する人身事故は4件発生しています。平成30年には弘前線において、大型自動二輪車が速度を出しすぎて左カーブを曲がりきれずに中央分離帯に衝突し、大型自動二輪車を運転していた男性1名が死亡する交通事故が発生しています。

速度は速くなればなるほど、事故発生の危険性が高くなります。

高速道路交通警察隊では、交通事故の抑止、事故時の被害軽減のため、上記重点区間を中心に速度取締りを実施します。

高速道路では、速度取締りのほかにも、交通事故の抑止、事故時の被害軽減のため、

- シートベルト装着義務違反(チャイルドシート使用義務違反を含む)
- 車間距離不保持違反等の「あおり運転」

に対する取締りを強化しています。